

平成 28 年度国立研究開発法人国際農林水産業研究センター調達等合理化計画にかかる自己評価

調達等合理化計画 評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<p>【 】は評価指標)</p> <p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 一者応札・応募の改善</p> <p>一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、要因に応じた対策を検討するため、入札説明書受領者、応札者に対するアンケートを実施し、引き続き改善を図る。</p> <p>また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検、電子メールによる入札説明書等の配付を行うとともに、ホームページから仕様書をダウンロード可能とするなどにより入札に参加しやすい環境を整える。【入札等に参加しやすい環境整備の実行】</p> <p>(2) 研究開発等に係る物品及び役務の調達</p> <p>研究開発等に係る物品及び役務の調達について、試薬等に係る単価契約の品目を拡大し、公平性・透明性を確保しつつ調達手続きの簡素化と納期の短縮を図る。【単価契約の品目拡大による調達手続きの簡素化と納期の短縮：数値目標 20 品目以上拡大】</p> <p>(3) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達</p> <p>研究開発等に係る特殊性が高い物品以外の一般的な物品及び役務の調達について、調達手続きに要する時間の短縮を図るために、昨年度までは、コピー用紙、トイレットペーパーについて他法人との共同調達を行ってきたところである。平成 28 年度においては、さらに品目を拡大することにより、調達手続きに要する時間の短縮を図る。【調達手続きに要する時間の短縮：数値目標 1 品目以上拡大】</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件(工事 250 万円以上、物品の購入 160 万円以上、役務 100 万円以上)については、事前に法人内に設置された契約審査委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p> <p>ただし、緊急を要する場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的</p>	<p>平成 28 年度に実施した入札等において一者応札だった案件について入札説明書受領者等にアンケートを実施し、改善の可能性について検討を行った。なお、アンケートの回収率は 71.4% (21 者中 15 者) (平成 27 年度 77.8% (27 者中 21 者)) であった。また、所内掲示板及びホームページなどで入札案件についての調達情報の提供に努めるとともに、仕様書をダウンロード可能とした。なお、電子メールでの入札説明書等の送付依頼があった 16 者 (平成 27 年度 3 者) についても適切に対応した。</p> <p>平成 28 年度の DNA 合成製品等の単価契約について、DNA 合成製品にあつては平成 27 年度の 3 社の 6 品目と同数であったが、DNA シーケンス解析業務を 1 社 1 品目から 3 社の 4 品目に対象を拡大した。また、試薬については平成 27 年度の 6 社の 47 品目から 9 社 99 品目に対象を拡大した。なお、単価契約以外の品目については、その都度業者と契約手続きを行う必要があり、契約依頼提出から発注までにおおよそ 2 週間程度かかっていたが、単価契約を行うことで研究者から契約依頼受理後、即日で発注ができるようになり事務の簡素化と納期の短縮が図られた。</p> <p>平成 28 年度の一括調達及び共同調達については、既に取り組んでいるコピー用紙、トイレットペーパー及び健康診断業務に加え、新たにトナーカートリッジの単価契約について共同調達を実施した。なお、単価契約以外の品目については、その都度業者と契約手続きを行う必要があり、契約依頼提出から発注までにおおよそ 2 週間程度かかっていたが、単価契約を行うことで研究者から契約依頼受理後、即日で発注ができるようになり事務の簡素化と納期の短縮が図られた。</p> <p>平成 28 年度の競争性のない随意契約を締結した案件は 19 件 (平成 27 年度 17 件) であり、光熱水料等の公共料金を除く競争性のない随意契約 14 件全てについて事前に契約審査委員会において審査を行った。また、委員会においては「随意契約によることができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を行った。</p>	<p>平成 28 年度における一者応札案件についてアンケートを実施する等により改善の可能性の把握に努めた。また、仕様書をホームページからダウンロード可能とし情報提供の改善に努めた。なお、電子メール等による入札説明書等の送付依頼に対応した。今後も引き続き仕様内容等の検討を行い、入札に参加しやすい環境整備に努めることとした。</p> <p>DNA 合成製品等及び試薬の単価契約品目を拡大したことにより、発注事務の簡素化が図られ、調達に要する期間が短縮された。今後も継続的に契約品目の見直しを行い効率的な調達に努めることとした。</p> <p>既に共同調達を行っているコピー用紙、トイレットペーパー及び健康診断業務に加え、新たにトナーカートリッジの単価契約について共同調達を実施したことにより、発注事務の簡素化が図られ、調達に要する期間が短縮された。今後も継続的に契約品目の見直しを行い品目の拡大に努めることとした。</p> <p>光熱水料等を除く競争性のない随意契約 14 件全てについて、事前に契約審査委員会において審査を行ったことにより、透明性、公平性の確保が図られた。今後も新規案件が発生した場合は契約審査委員会において事前に審査を行い、透明性、公平性の確保に努め</p>

<p>に報告を行うこととする。【<u>新たな競争性のない随意契約に係る契約審査委員会による事前審査実施率：数値目標 100%</u>】</p> <p>(2) 不適正な経理処理の再発防止のための取組</p> <p>① 検収体制を見直し、新たに専任の担当部署を設ける等の必要な体制の整備を行うとともに、検収担当者向けにマニュアルを作成し、契約担当者以外の者による実効性のある検収を実施する。【<u>不適正経理等の再発防止のための体制の整備</u>】</p> <p>② 適正な経理処理や、コンプライアンスについて、職員を対象とした研修を実施するとともに、研修後にチェックシートを用い理解度を確認する。【<u>不適正経理の再発防止等のための研修の実施：数値目標参加率 100%</u>】</p> <p>③ JIRCAS との契約手続についてのマニュアルを作成し業者へ配付するとともに、一般競争入札参加業者及び JIRCAS との年間取引が一定以上の金額又は件数が見込まれる業者に対し、不正に関与しない旨の「誓約書」の提出を求めることとする。また、職員に対しても物品購入等に当たっての注意事項や調達手続きの流れ等をまとめたマニュアルを作成し、正しい経理処理に対する理解促進を図るため、周知徹底する。【<u>不適正経理の再発防止等のためのマニュアルの作成</u>】</p> <p>④ 内部監査において、契約と納入及び検収に関する検査項目を追加するとともに、取引の多い業者に対して契約案件を無作為に抽出し、会計帳簿等の提出を求め、不審点があれば業者に対して臨時監査を実施する。【<u>不適正経理の再発防止等のための内部監査の徹底（強化）</u>】</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日に組織、業務の見直しを行い、リスク管理室内に「検収科」を設置し、契約担当者以外の者による検収が実施できるよう体制を整備した。検収担当者向けのマニュアルを作成した。</p> <p>平成 28 年 4 月 13 日、21 日及び 25 日（英語：4 月 26 日及び 5 月 17 日）に全職員等を対象として、就業規則、コンプライアンスの基本等、労働安全衛生、健康管理、研究費の使用等についての研修（平成 28 年度コンプライアンス一斉研修）を実施した。また、年度途中の採用者・異動者等には一斉研修を録画したビデオ研修を実施することにより、病休者 2 名を除く 367 名全員が受講した。研修後はチェックシートを用い理解度についての確認を行った。また、会計システムの利用にあたっては、コンプライアンス一斉研修を受講した者又は個別に契約手続に関する研修会を開催し受講した者に限り、ID の付与を行うことでより厳格なシステムの運用を図った。さらに、一斉研修の講義内容や年度途中で新たに決まったルール等を記述した「コンプライアンスルールブック」を作成し、所内電子掲示板で周知した。</p> <p>平成 28 年 4 月に取引業者向けの調達手続等マニュアルを作成し、配付及びホームページで公表するとともに、取引業者に対しては文書配付による取引の適正化協力依頼を行うとともに、一般競争入札に参加する業者及び年間の取引が一定の金額又は件数が見込まれる業者に対し「誓約書」の提出依頼を行った。また、職員に対しても物品等の購入手続きマニュアルを作成し、所内電子掲示板等で周知した。</p> <p>内部監査において契約と納品の時期及び検収の時期について検査項目を追加した。また、平成 29 年 1 月に、取引の多い業者 5 者に対し会計帳簿（仕入れ書類）の提出を求め、JIRCAS の会計書類との整合性を確認した結果、適正な経理処理が行われていたことを確認した。</p>	<p>ることとした。</p> <p>新たに検収科を設置したことにより、検収の徹底が図られた。また、担当者向けのマニュアルを作成することにより、業務手順の明確化が図られた。今後は業務を実施していく中でマニュアルの見直し等を行い、確実かつ効率的な検収体制の構築に努めることとした。</p> <p>平成 28 年度に行ったコンプライアンス一斉研修及び個別研修を、契約職員を含む全職員等へ実施し、適正な経理処理や研究費の使用等についての理解が深まった。今後も研修資料やコンプライアンスルールブックの見直しを行いながら、職員への周知を継続的に図っていくこととした。</p> <p>取引業者及び職員に対しマニュアルを作成し配付を行うことで正しい経理処理や正しい調達手続きに対する理解が深まった。今後もマニュアルの見直しを行いながら、取引業者及び職員への周知を継続的に図っていくこととした。</p> <p>内部監査強化（検査項目追加、取引業者との会計帳簿との整合性確認）により、JIRCAS 職員及び取引業者における正しい調達手続きに対する意識の啓蒙及び不正な取引の防止に一定の効果があったと考える。引き続き、取引業者の会計帳簿との整合性確認を含めた内部監査を実施していくこととした。</p>
--	--	---